



発 監 第 30 号
平成28年7月21日

琴浦町長 山下 一郎 様

琴浦町監査委員 山根 弘和

同 桑 本 始



財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査の対象

団体名 赤碕町土地改良区、東伯町土地改良区（所管課：農林水産課）
補助金名 琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金、琴浦町土地改良区運営補助金、琴浦町東伯地区土地改良区連合賦課金補助金

2 監査実施日

平成28年7月11日
(赤碕町土地改良区、東伯町土地改良区とも)

3 監査の範囲

平成27年度における上記補助金の出納その他の事務

4 監査の方法

平成27年度に町が交付した補助金に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行させているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、所管課から関係書類の提出を求め、監査当日は、監査対象課長等から説明を受けた後、監査対象団体に出向き、関係者から聴き取りを行った。

5 監査の結果及び意見

○繰上償還による負担金の軽減及び長期債務の解消

県営土地改良事業に係る地元負担金を助成し、農家の負担を軽減することにより農家の経営安定を図ることを目的として、平成27年度琴浦町土地改良事業地元負担軽減補助金59,423千円（東伯町土地改良区35,830千円、赤碕町土地改良区23,593千円）を交付している。これは県営土地改良事業に係る地元負担部分に充当するため土地改良区が借り入れた資金の毎年の元利償還金である。

27年度末の負担残額合計398,063千円、借入利率は1.25～2.20%、最終償還は20年後の平成47年度予定である。融資機関への繰上償還実施により、28,693千円の効果が見込めるとの試算もあり、負担金総額の軽減及び長期債務の負担解消を図るため、繰上償還について早急に検討されたい。

○職員の勤務評定等の実施

平成27年度琴浦町土地改良区運営補助金として15,624千円（東伯町土地改良区9,667千円、赤碕町土地改良区5,957千円）支出され、人件費及び会議費に充てられている。

職員の給与については、町職員の給与に関する条例など町の規程を準用するとされているが、町では職員の勤務評定等の人事評価が行われ、昇給や勤勉手当等にも反映されており、これらの要領・要綱、基準等の細則も参考に実施されたい。